

氷見市

介護保険のしおり

介護保険のしくみ 老後の安心をみんなで支え合う制度です。

みなさんがいつまでも住みなれた地域で、自立した日常生活が営めるように、保険料を出し合い、必要に応じて介護や支援を受けることができます。

介護保険の被保険者は、年齢で2つの区分に分けられます。

65歳以上の人 (第1号被保険者)

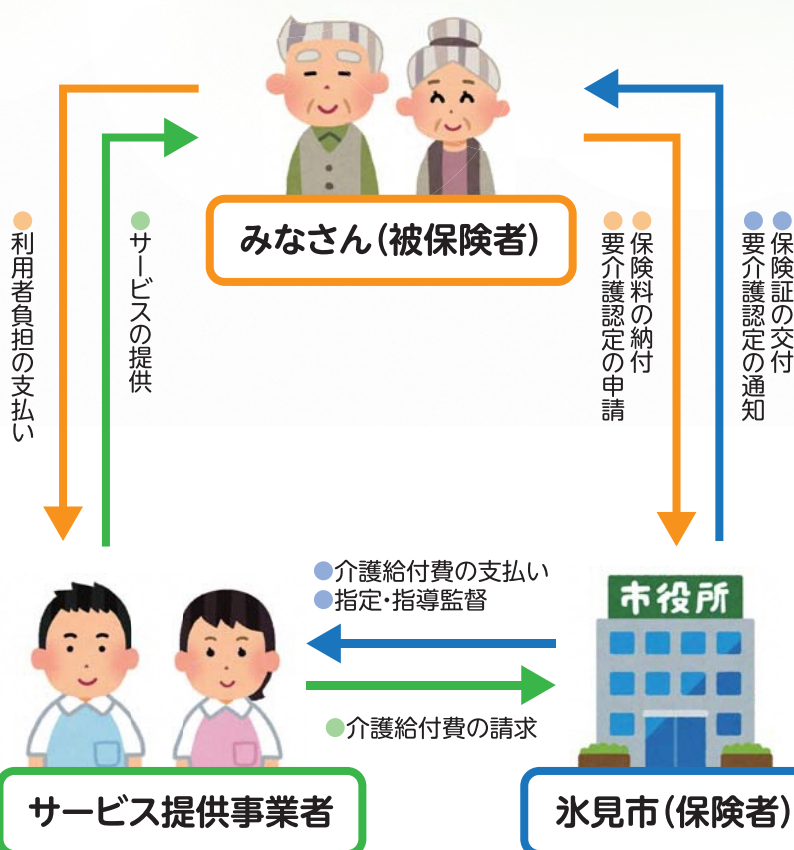
介護や支援が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できます。
(病気やけがなど介護が必要になった原因は問われません。)

40歳～64歳の人 (第2号被保険者)

要介護認定については、その原因となった心身の障害が、老化に起因する一定の病気(特定疾病)によるものであることが条件です。

【特定疾病】

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 多系統萎縮症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



高齢者に関するご相談をお受けします

氷見市地域包括支援センター (氷見市役所内)
☎0766-74-8067

<地域別の相談窓口>

氷見地域：ふるさと病院(鞍川1878-1)	☎0766-74-7061
南条地域：はまなす苑氷見(島尾791)	☎0766-91-7700
上庄谷地域：エルダーヴィラ氷見(余川50)	☎0766-72-5900
灘浦地域：つまま園(阿尾410)	☎0766-72-2685

介護保険に関するお問い合わせ先

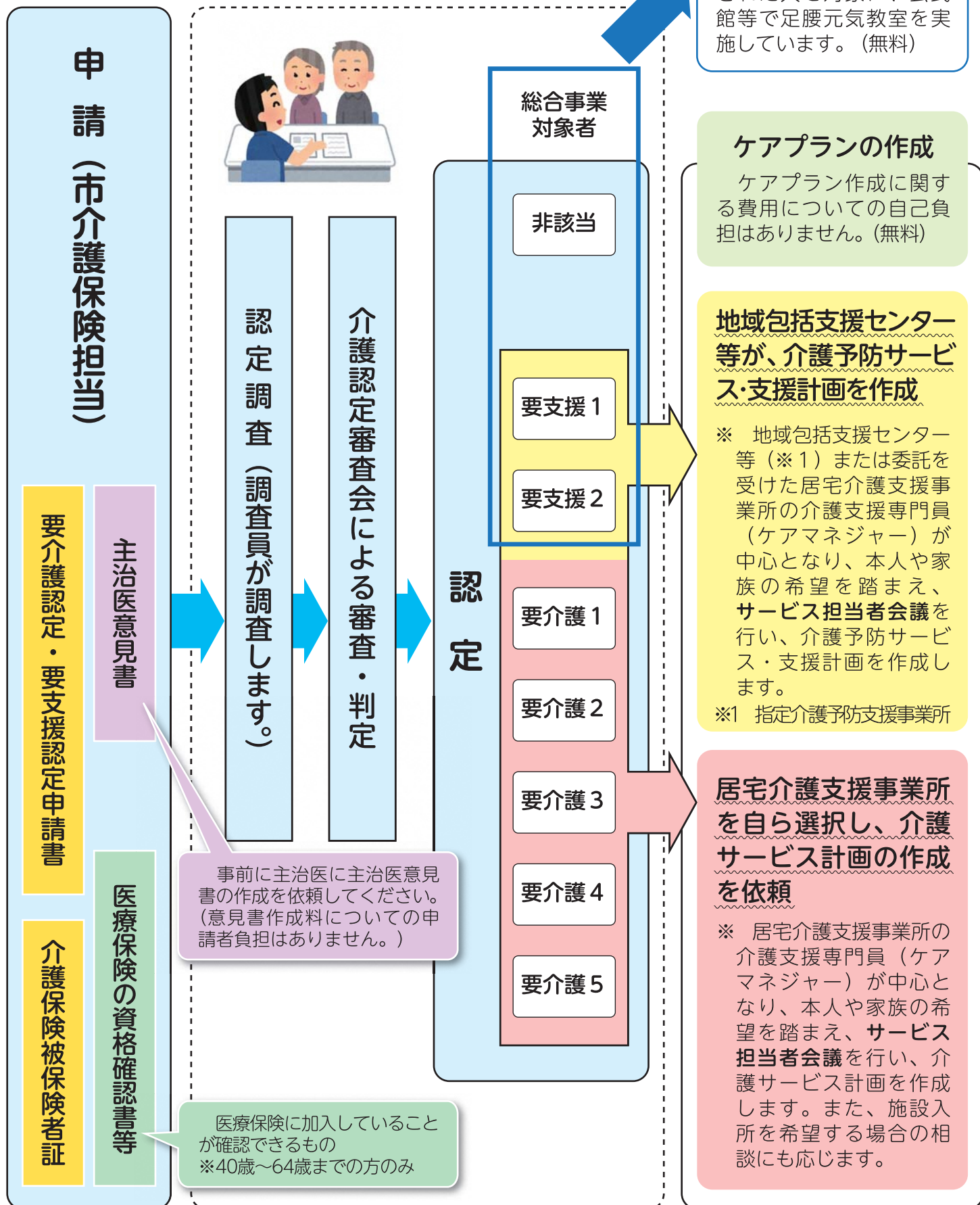
氷見市福祉介護課 介護保険担当

電話 0766-74-8066 富山県氷見市鞍川1060番地

介護サービスを受けるまでの流れ

本人または家族が介護保険担当窓口で申請します。

※ **地域包括支援センター**や法令で定められた**居宅介護支援事業所**または**介護保険施設**などに代行してもらうこともできます。



施設利用での食費・居住費の軽減制度

施設入所やショートステイを利用する場合の食費・居住費については、利用者負担が原則ですが、低所得の人については、食費・居住費の負担軽減を行っています。

対象となる人

- ・本人及び同一世帯の人全てが市民税非課税者であること
- ・本人の配偶者（別世帯も含む）が市民税非課税者であること
（※生活保護受給者の場合は、上記規定に関わらず軽減対象となります。）

ただし、夫妻の預貯金等の資産が一定額を超える場合は、軽減の対象になりません。

上限額は、収入等の額によって異なり、以下のとおりとなります。

本人の年金収入+その他の合計所得 (非課税年金を含む)	該当する段階	預貯金上限額	
		(配偶者有の場合)	(単身の場合)
<u>生活保護受給者</u>	第1段階	確認不要	
年額82万6千5百円以下	第2段階	計1,650万円以下	650万円以下
年額82万6千5百円超120万円以下	第3段階①	計1,550万円以下	550万円以下
年額120万円超	第3段階②	計1,500万円以下	500万円以下

※非課税年金…遺族年金・障害年金・寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を指します。

※本人が65歳未満（第2号被保険者）の場合、いずれの段階も、預貯金の上限額は夫妻で2,000万円、（単身の場合は1,000万円）となります。

※老齢福祉年金受給者（明治44年以前生まれ）の人の場合は、別途基準がございます。

この軽減制度を利用するには、負担限度額認定の申請が必要です。

資産の合計額を確認する必要があるため、申請時には、本人及び配偶者名義の、全ての預貯金通帳の写しや有価証券等の資産の状況が確認できる書類の添付が必要です。

認定された場合、「**負担限度額認定証**」が発行され、申請した月から軽減を受けることができます。食費・居住費の負担限度額は、施設や部屋の種類により異なっており、下記のとおりとなります。

利用者負担段階	食費の負担限度額		居住費の負担限度額						
	施設入所	短期入所 (ショートステイ)	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(※1)		多床室(※2)		
					A (特養等)	B 〔老健・医療院等〕	I (特養等)	II 〔老健・医療院〕	III 〔老健・医療院等〕
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円	0円
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	430円	430円
第3段階①	680円	1,030円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円
第3段階②	1,420円	1,360円	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円	430円

※1 ショートステイ利用時は、生活介護の場合はA、療養介護の場合はBの負担限度額が適用されます。

※2 老健・医療院等の利用時は、室料を徴収する場合はII、室料を徴収しない場合はIIIの負担限度額が適用されます。

介護保険の利用者負担について

介護サービスを利用した場合、費用の1割～3割を負担します。

介護サービスを利用した場合、**かかった費用の1割**（一定以上所得者※は2割または3割負担）を利用者が負担します。介護認定を受けた人には「**介護保険負担割合証**」が発行されますので、記載の負担割合を確認してください。

一定以上所得者※の所得要件	負担割合
本人の合計所得金額が160万以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人	2割
本人の合計所得金額が220万以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の人	3割

居宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に、保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています（下表参照）。

《居宅サービスの支給限度基準額》

要介護状態区分	1カ月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

- 支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分全額が利用者の負担となります。
- 居住費（滞在費）、食費、日常生活費等の介護サービス以外の料金は全額利用者負担となります。

《支給限度額に含まれないサービス》

※介護予防サービスについても同様です。

- 特定福祉用具購入費 ● 住宅改修費 ● 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1カ月の利用者負担が高額になったとき

1カ月に利用したサービスにかかる利用者負担額（個人または世帯合計額）が、下表の設定された金額を超えたときは、その超えた分が「**高額介護サービス費**」として払い戻されます。該当となった場合、お知らせが届きますので申請が必要です。 ※食費・居住費・日常生活費は含まれません。

《利用者負担の限度額（月額）》

設定区分	対象者	負担の限度額
第1段階	生活保護を受給している人等	（個人）15,000円
第2段階	市民税世帯非課税で [公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額]が82万6千500円以下	（世帯）24,600円 （個人）15,000円
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない人	（世帯）24,600円
第4段階	市民税課税世帯～課税所得380万円（年収約770万円）未満	（世帯）44,400円
	課税所得380万円（年収約770万円）～ 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	（世帯）93,000円
	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	（世帯）140,100円

また、介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合計した額が、年齢や所得区分により設定された金額を超えたときは、その超えた分が「**高額医療合算介護サービス費**」として払い戻されます。

～介護保険で利用できるサービス一覧～

※自己負担金のめやすは1割負担の場合です

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの『身体介護』や、調理・掃除・洗濯などの『生活援助』を行います。



●自己負担金のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満）	2 4 4 円
生活援助中心（20分以上45分未満）	1 7 9 円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院のための乗車・降車の介助（1回）	9 7 円
--------------------	-------

※移送にかかる費用は別途負担が必要です。

【身体介護の例】

- ・食事や入浴の介助、衣類の着脱の介助
- ・オムツの交換、排泄の介助
- ・洗髪、つめ切り、身体の清拭
- ・通院・外出の付き添い など

【生活援助の例】

- ・食事の準備や調理
- ・衣類の洗濯や補修、掃除や整理整頓
- ・生活必需品の買い物、薬の受け取り など

要支援1・2の人（総合事業）

- 週1回程度の利用 1,176円～／月
- 週2回程度の利用 2,349円～／月
- 週2回程度を超える利用 3,727円～／月

※回数が少ない場合は1回あたりの利用料となります。

※乗降介助は利用できません

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。

●自己負担金のめやす【1回】

要介護	1,266円
要支援	856円



訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、リハビリを行います。

●自己負担金のめやす

1回	308円程度
----	--------

※20分間リハビリテーションを行った場合

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、療養上のお世話や診療の補助をします。

●自己負担金のめやす【30分未満の場合】

訪問看護ステーションから	471円
病院または診療所から	399円

※早朝・夜間・深夜、緊急時や特別な管理を必要とする場合などは加算があります。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や介護方法の相談・指導を行います。

●自己負担金のめやす【1回】

医師の指導（月2回まで）	515円
歯科医師の指導（月2回まで）	517円



通所介護（デイサービス）

通所介護施設に日帰りを通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などが受けられます。

●自己負担金のめやす【1回】

【通常規模の事業所】

（7時間以上8時間未満の場合）※送迎を含む

要介護1～5	658円～1,148円
--------	-------------

※個別の機能訓練を行った場合や入浴などの加算があります。

※食費、日常生活費は別途負担があります。

要支援1・2の人（総合事業）

要支援1・2の人の利用料は、現行・緩和の区別で料金が変わります。

【現行】●月4回以上の利用	1,798円～/月
●月8回以上の利用	3,621円～/月

※現行のサービスには送迎・入浴を含みます。

※回数が少ない場合は1回あたりの利用料となります。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などに日帰りを通い、食事・入浴などの介護や支援、生活機能向上のためのリハビリが受けられます。

●自己負担金のめやす【1回】 ※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴などの加算があります。 ※食費、日常生活費は別途負担があります。

【通常規模の事業所】

（6時間以上7時間未満の場合）※送迎を含む

要介護1～5	715円～1,290円
--------	-------------

【要支援の人は月単位の定額制】

※送迎・入浴を含む

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円



住宅改修費の支給

自宅の小規模な改修に対して、改修費の7割～9割相当額が支給されます。

事前（着工前）と事後（完成後）にそれぞれケアマネジャー等を通じて市へ申請する必要があります。すでに着工した改修、完成した改修は対象になりませんのでご注意ください。

【対象となる改修】

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③引き戸等への扉の取替え
- ④洋式便器等への便器の取替え
- ⑤滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ⑥上記①～⑤の改修にともなって必要となる工事

【支給限度額】 ひとり20万円を上限にその7割～9割が後日支給されます。

特定福祉用具購入費の支給

指定を受けた事業者から購入した福祉用具購入費の7割～9割相当額が支給されます。領収書等を添付し、市へ申請する必要があります。

【対象となる用具】

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具の部分
- ⑦固定用スロープ
- ⑧歩行器（歩行車を除く）
- ⑨単点杖（松葉杖を除く）
- ⑩多点杖

◆⑦⑧⑨⑩は貸与も可能です。

【支給限度額】 ひとり10万円を上限にその7割～9割が後日支給されます。

福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルできるサービスです。

【対象となる用具】

- | | | | |
|----------|----------|--------------------|-----------|
| ①車いす | ⑤床ずれ防止用具 | ⑨歩行器 | ⑬自動排泄処理装置 |
| ②車いす付属品 | ⑥体位変換器 | ⑩歩行補助つえ | |
| ③特殊寝台 | ⑦手すり | ⑪認知症老人徘徊感知機器 | |
| ④特殊寝台付属品 | ⑧スロープ | ⑫移動用リフト（つり具の部分を除く） | |

◆①②③④⑤⑥⑪⑫は、原則として要介護2～5の人が保険給付の対象となります。

◆⑧⑨⑩は購入可能なものもあります。

◆⑬は、原則として要介護4・5の人が保険給付の対象となります



短期入所生活介護（ショートステイ）

家族が一時的に介護できなくなった場合、介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活の支援などが受けられます。

●自己負担金のめやす【1日】

介護老人福祉施設（ユニット型個室）の場合

要介護1～5	746円～1,028円
要支援1～2	561円～ 681円

※食費、滞在費、日常生活費等は別に必要です。

短期入所療養介護（ショートステイ）

家族が一時的に介護できなくなった場合、介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもとで日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

●自己負担金のめやす【1日】

介護老人福祉施設（ユニット型個室）の場合

要介護1～5	836円～1,056円
要支援1～2	624円～ 789円

※食費、滞在費、日常生活費等は別に必要です。

次の3つのタイプから選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

介護老人福祉施設 （特養、地域密着型特養）

認知症や介護度が重く常時介護が必要で、自宅では生活が困難な人が対象の施設です。

介護老人保健施設

病状が安定し、在宅復帰できるよう、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。

介護医療院

急性期の治療が終わり、病状が安定しているものの、長期間の療養が必要な人が対象の施設です。

自己負担金のめやす（1割負担の場合）

施設の種類	月額（自己負担）
介護老人福祉施設	8.1万～12.8万円程度
介護老人保健施設	8.3万～13.0万円程度
介護医療院	8.9万～14.0万円程度

施設サービスでは1割～3割の利用者負担のほかに、食費と居住費がかかり、1月あたりの負担額は左記のようになります。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などが受けられます。（要支援1の人は利用できません。）



●自己負担金のめやす【1日】

要介護1～5	765円～859円
要支援2	761円

※このほかに滞在費、光熱費、食費、日常生活費、おむつ代などは全額自己負担となります。

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。



●自己負担金のめやす【1か月定額制】

要介護1～5	10,458円～27,209円
要支援1～2	3,450円～6,972円

※このほかに滞在費、光熱費、食費、日常生活費、おむつ代などは全額自己負担となります。

認知症対応型通所介護（認知症デイ）

認知症の人などが日帰りで施設に通い、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などが受けられます。



●自己負担金のめやす【1日】

【単独型の場合】（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～5	994円～1,427円
要支援1～2	861円～961円

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

地域密着型通所介護（小規模デイ）

定員18人以下の小規模な通所介護施設に日帰りで通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などが受けられます。

●自己負担金のめやす【1日】 （7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～5	753円～1,312円
--------	-------------

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的に、または連携しながら定期的な巡回や随時の対応を行います。

●自己負担金のめやす【月額】

（訪問看護サービスを行わない場合）

要介護1～5	5,446円～24,692円
--------	----------------

※訪問看護サービスを行う場合は、単価が異なります。

